

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全・衛生委員会の目的・構成・内容と活用のあり方](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全・衛生委員会の目的・構成・内容と活用のあり方

安全・衛生委員会の目的・構成・内容と活用のあり方

事業場における安全衛生管理は、本来、事業者の責任において進められるべきものですが、安全対策の円滑な推進には、労働者の積極的な協力と参加が必要です。

そこで、労働者の意見を集約し、労働災害の防止策や過重労働防止などを事前に調査・審議することにより、将来の労働災害や健康障害を防ぐことを目的として設けられたのが安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会です。

労働安全衛生法では、委員会で審議すべき事項や月1回の開催、事業者に対し意見を述べさせるために委員の半数は労働組合などの推薦に基づく者であることなどが決められています。

安全衛生委員会は、50人以上の労働者を使用する事業場を対象に、事業場の安全と衛生に関して、専門家の立場としての産業医の助言も受けながら必要な事項について調査審議を行う等、働く者の立場から事業者に対し意見を述べていくためのものです。また、労働組合から、職場の災害防止、事業者の安全衛生活動計画等に関する意見を述べる事ができる機関が必要です。

安全衛生委員会では、幅広い視野で安全衛生全般に関わる方針、施策について論議することが大切です。そのためには組合側の安全衛生担当者が中心となって、

- ・職場組合員の意見反映
- ・点検活動における改善点
- ・安全衛生委員会での決定事項とそのチェック内容

等をまとめ、労働者側の意見として提起し、具体的施策として反映させていくとともに、災害発生時の対処・再発防止など安全衛生対策を充実させていかなければなりません。

労働安全衛生法における安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の設置要件と運営について記載します。

【設置要件】

	事業の業種の区分	常時使用する労働者数
安全委員会の設置	1林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業および輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業および港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	50人以上
	製造業(物の加工業を含む。なお、11にあげる製造業を除く)、運送業(なお11にあげる運送業を除く)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場等	100人以上
衛生委員会の設置	全ての業種	50人以上
安全衛生委員会の設置	事業者が同一の事業場において安全委員会および衛生委員会を設置しなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置することができる。	

【委員会の運営】

	安全委員会	衛生委員会	安全衛生委員会
開催回数	毎月1回以上開催するようしなければならない		
委員会の構成	①統括安全衛生管理者または他の者で、事業場でその事業の実施を統括管理する者か準ずる者のうちから指名した者	①統括安全衛生管理者または他の者で、事業場でその事業の実施を統括管理する者か準ずる者のうちから指名した者	①統括安全衛生管理者または他の者で、事業場でその事業の実施を統括管理する者か準ずる者のうちから指名した者
	②安全管理者のうちから事業者が指名した者	②衛生管理者のうちから事業者が指名した者	②安全管理者および衛生管理者のうちから事業者が指名した者
	③事業場の労働者で、安全について、経験を有する者のうちから事業者が指名した者	③産業医のうちから事業者が指名した者	③産業医のうちから事業者が指名した者
		④事業場の労働者で、衛生について経験を有する者のうちから事業者が指名した者	④事業場の労働者で、安全について、経験を有する者のうちから事業者が指名した者
			⑤事業場の労働者で、衛生について経験を有する者のうちから事業者が指名した者

		なお、事業場は事業場の労働者で、作業環境測定を行っている作業環境測定士である者を委員として指名することができる。	
参加委員数	法定されていなく、事業の規模、作業の実態に応じ、適宜決定する		
議長	①の委員が議長となる		
審議事項	①労働者の危険を防ぐための基本となるべき対策に関すること	①労働者の健康障害を防ぐための基本となるべき対策に関すること	①労働者の危険を防ぐための基本となるべき対策に関すること
	②労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に関すること	②労働者の健康を保持増進するための基本となるべき対策に関すること	②労働災害の原因及び再発防止対策で、安全および衛生に関すること
	③①②の他、労働者の危険を防ぐための重要事項	③労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に関すること	③労働者の健康障害を防ぐための基本となるべき対策に関すること
		④①②③の他、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項	④労働者の健康を保持増進するための基本となるべき対策に関すること
			⑤①から④の他、労働者の危険および健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項
議事	委員会の運営に必要な事項については、委員会が自ら定める		
記録の保存	事業者は委員会の議事で重要なものの記録を作成し、3年間保存しなければならない		
罰則	次の場合に、事業者は50万円以下の罰金に処せられる ①委員会を設置すべき事業者がそれらを設置しなかったとき ②委員会の議事で重要なものの記録を作成し、3年間保存しなかったとき		

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📍 サイトマップ](#) [📍 このサイトについて](#) [📍 個人情報保護の取組みについて](#)

[📍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.